

《2》 地域まちづくりで実現できたこと

横浜市地域まちづくり推進条例に基づく実績

執筆

石津 啓介

都市整備局地域まちづくり課長

菅井 亜紀子

都市整備局地域まちづくり課担当係長

横浜市地域まちづくり推進条例（以下「条例」という）に基づく支援の基本的な流れは、①職員による出前塾、②地域まちづくりグループ登録、③専門家（まちづくりコーディネーター等）の派遣、④活動費の助成、⑤地域まちづくり組織・プラン・ルールの認定、⑥プランに基づくまちの整備への助成（事業助成）、又はルールの運用への支援、である。

地域の検討の機運や状況を踏まえながら、初動期には主に区役所職員が、検討が進んで専門的な検討の段階では主に都市整備局職員が、地域に寄り添い方向性を確認し合いしながら、支援を進めている。こうした支援の結果、条例制定以降、平成27年11月14日までの総実績は、②のグループ登録数は229団体、⑤の認定を受けた地域まちづくり組織は35団体、同プランは18件、同ルールは20件である。

また、これらの登録・認定はそれぞれに一定の有効期間を設け、地域の希望及び状況に応じて更新できることとしている。その結果、27年11月14日現在の登録・認定数は、「はじめに」（68ページ）のとおりである。

1 地域まちづくり支援制度の活用状況

平成26・27年度（27年7月1日現在）の支援地区数は約50地区以上に及んでいる。また、26・27年度の支援内容として、専門家の派遣は延べ36地区、活動助成は38地区、地域まちづくりプランに基づくまちの整備事業への助成は4地区となっている。

①地域まちづくりプランを活用したまちづくり

ア 認定の概況
地域まちづくりプランは、地域住民等が定めるまちの将

来像及びまちづくりの計画を市が認定し、協働によりその実現を目指すものである。「はじめに」のとおり、この制度ができてしばらくは、旧「いえ・みちまち改善事業」（現「まちの不燃化推進事業」）で多く活用されてきた。

地域主体のプラン策定が、当該事業において災害に強いまちづくりを地域住民と協働で進める上で有効であったためである。22年度頃からは、地域主体で進めるまちづくりの目標を地域内で共有するために、旧「いえ・みちまち改善事業」以外でも地域まちづくりプラン策定を進める地区が出てきており、「歴史を生かしたまちづくり」や、「安全、安心なまちづくり」など、テーマの広がりや、ヨコハマ市民まち普請事業（以下「まち普請」という）からの活動の展開などが見受けられる。

イ まち普請を経て地域まちづくりプランの策定へ（松ヶ丘防災に強い町をつくる会）
松ヶ丘地区（神奈川県）は、横浜駅から北東方向にほど近い高台に位置し、約1,200世帯2,500人が住む地区である。坂道が多く、地域防災拠点までは急な坂の上りを要する。そこで、23年度から防災隊の活動要領の作成など、地域の災害対策を検討したり、自治会館を一時避難場所とする取組を進め、26年度にはまち普請を活用して自治会館に防災の収納庫を整備した。

地域まちづくりプラン策定の検討にあたり、松ヶ丘地区では地域住民でまち歩きを行い、危険な箇所をチェックや安全な避難経路を確保するための検討を進めた。また、並行して災害時の要援護者名簿の更新や、地域住民の全員参加による実践的な訓練への改善・実施など、ソフトの取組

と一体となったまちづくり活動を進め、これらの成果もプランに盛り込んだ。今後、策定したプランの実現に向けた活動が期待される。

②地域まちづくりルールを活用したまちづくり

ア 認定の概況
地域まちづくりルールは、地域住民等が定めるまちづくり協定等の自主ルールを市が認定し、協働により運用するものである。建築協定や地区計画のように定められる内容が限定されていないので、営業時間、ゴミ処理、夜間照明などソフトの内容も含め、地

区の実状に合わせて柔軟に定めることができる。

27年11月14日現在、19地区で策定され、うち10地区では用途制限等の担保性を高めるため、地区計画が併用されている。内訳は、住宅地が4地区、商店街が5地区、工業団地が1地区である。

イ 都心部の商店街における事例(馬車道商店街協同組合)

馬車道商店街は、開港当時から栄える歴史ある通りにある。赤レンガの歩道や本物のガス灯が並び、クラシックなデザインの歩行者空間の馬車道モジュールを形成している。昭和50年にショッピングモールの工事着手に合わせて、歩道の魅力向上のための壁面後退などを規定した「馬車道まちづくり協定」(以下「協定」という)を締結して以来40年間、商店街が協定を運用している。

平成14年頃、馬車道に面する銀行跡地へのパチンコ店の進出をきっかけに、ルールの実効性を高める検討を開始。20年3月に用途と形態意匠の制限を定める地区計画を定めた。

一方、横浜市は昭和50年に馬車道地区を建築物等の指導を行う地区(昭和61年からは「街づくり協議地区」として

指定し、地元と協働で協定の趣旨に沿ったまちづくりを誘導してきたが、平成20年4月に馬車道地区を含む関内地区を景観条例に基づく景観協議地区に指定したことに伴い、街づくり協議指針を廃止した。このため、今後も地元と市が協働でまちづくりに取り組むことを明確にするため、同年9月に協定が条例に基づくルール認定を受けることになった。

2 まち普請を活用したまちづくり

① 2回のコンテストと整備は伴走型で支援

まち普請は、市民の自由で豊かなアイデアを市民自ら実現できる事業として誕生した。そのアイデアは、2回に渡る公開コンテスト(ヨコハマ市民まち普請事業部会)で審査する。1回目のコンテストでは、主に整備の目的とアイデア及び意欲について、2回目のコンテストでは、主に実現性や公共性の高さ、地域まちづくりへの発展性について、プレゼンテーションや部会委員との議論を経て選考している。

2回のコンテストに当たり市職員が支援を行う。2回目

のコンテストに向けては、まちづくりコーディネーター等の専門家による支援もある。これらの支援の特徴は「伴走型」であることだ。主体はあくまでも提案団体。様々な意見を整理するノウハウを伝えたり、関係機関との間に立つて「翻訳」の機能を発揮することで、団体自らがより実現性高く、地域まちづくりに発展する提案内容に磨き上げていくことを支援している。

② 落選した提案団体へのフォロー

この事業で懸念されることに落選による提案団体の意欲への影響がある。このため落選した団体には、その日うちに、今後の活動への支援として、他に使える支援メニューや活動の相談窓口などを案内している。

その後の落選した団体へのフォローは、担当職員からの細やかな連絡であることが多い。また、コンテストに向けた検討活動で培われたノウハウが、その後の活動にも生かされていることも多い。

まち普請は、コンテスト通過を目指すだけでなく、団体が今後まちづくり活動を進めていくための支援を行うという側面があると言えよう。

3 顕彰事業「横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門」について

地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進する目的で、平成11年度から隔年で「横浜・人・まち・デザイン賞」を3回実施した。その後、地域まちづくり推進条例の検討に伴う休止を経て、20年度(第4回)から再開し、26年度の選考(表彰式典は27年度開催)で第7回となった。

① 表彰の対象

応募は自薦又は他薦として、評価対象は活動内容、表彰対象はその活動の取組団体としており、応募要件は、①市内における地域まちづくりの主体である団体であること、②おおむね3年以上の取組実績があること、の2点のみとしており、幅広い内容の応募が可能となっている。特徴の1つは、その活動を支えている市民(団体)も表彰対象としていることが挙げられる(第4回以降)。

選考基準は、①公共性(地域社会への貢献)、②積極性、③地域住民等の幅広い参加や他団体との連携、④今後の活動の継続性・発展性、⑤創意

工夫としている。26年度は、安心・安全に資するまちづくり活動、環境保全活動、市民参加型イベント活動、歴史や景観の保全、子育てなど幅広い分野から36件の応募があり、このうち、「トンボはドコまで飛ぶかフォーラム」や、「コミュニティバス『四季めぐり号』運行委員会、「ふるさと大道の風景をつくる会」など、計6団体が選考された。

② 顕彰事業を地域まちづくり推進の力に

顕彰事業は、横浜市民らしいアイデア、工夫、実行力による様々なまちづくり活動を表彰している。条例に基づく支援を受けていない活動が多いが、「幅広いまちづくりモデルを表彰し、まちづくり活動を広める事業」と考えている。現在は、表彰された活動について市民向けの広報として、市庁舎及び各区役所を巡回するパネル展示での活動紹介などを行っている。

今後は、表彰された活動における工夫やノウハウを広く市民や行政職員に伝えるところに、地域まちづくり活動の支援者にも周知し、地域まちづくり活動への支援に役立てていきたい。